

議案第 8 号参考資料

利根町立図書館条例新旧対照表

現 行	改 正 案
第 1 条から第 3 条まで省略 （図書館協議会） 第 4 条 （略） 2 <u>協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。</u> 3 ～ 5 （略） 第 5 条以下省略	第 1 条から第 3 条まで省略 （図書館協議会） 第 4 条 （略） 2 <u>協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。</u> <u>（1）学校教育の関係者</u> <u>（2）社会教育の関係者</u> <u>（3）家庭教育の向上に資する活動を行う者</u> <u>（4）学識経験のある者</u> <u>（5）町民</u> 3 ～ 5 （略） 第 5 条以下省略 附 則 <u>この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u>